

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

〔1〕 都市福利施設の整備の必要性

現状分析

- ・官公庁などの公共公益施設については、駅前市役所をはじめ、平成 14 年度に整備された国際交流センター・男女共同参画推進センター（イーグレひめじ内）や兵庫県旅客事務所姫路出張所、兵庫県姫路総合庁舎等が中心市街地内に立地しているが、姫路市役所や地方裁判所、法務局合同庁舎、商工会議所などは中心市街地外縁部に立地している。
- ・文化施設については、市民会館や姫路キャスパホール、市民アリーナ・市民ギャラリー（イーグレひめじ内）、美術館、姫路文学館、歴史博物館などが中心市街地とその外縁部に立地している。
- ・教育施設については、文教地区となっている姫路城周辺には県立・私立の中学校・高等学校、姫路聴覚特別支援学校が立地している。また、平成 21 年度から白鷺小学校及び白鷺中学校を小中一貫教育推進モデル校として開設し、これに伴い城巽小学校跡地に（仮称）姫路市立総合教育センターの整備を予定している。
- ・医療福祉施設については、病院、診療所が多数立地し、高齢者福祉施設及び保育所・託児所が数ヶ所ある。また、中心市街地外縁部には、独立行政法人国立病院機構姫路医療センター、保健所、中央保健福祉サービスセンター等がある。

都市福利施設の整備事業の必要性

これらの現状を踏まえた都市福利施設の整備に関する事業の必要性は、以下のとおりである。

- ・街なか居住の魅力を高めるための地域コミュニティの強化や居住環境の向上、回遊性を高めるための観光客・市民が憩えるにぎわい交流機能の充実、また、拠点性向上のための教育施設等の一層の充実などが必要である。

フォローアップの考え方

基本計画が認定された 2 年後以降の毎年度末に、基本計画に位置付けた事業の進捗調査を行い、目標指標への効果を確認し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>(仮称)姫路市立総合教育センター整備事業</p> <p>【内容】 教育研究所、教育相談センター、少年愛護センターの機能を統合した施設の整備</p> <p>・床面積（庁舎棟）： 4,161 m²</p> <p>【実施時期】 整備：H20～H21 開設：H22</p>	<p>姫路市</p>	<p>中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性</p> <p>教育問題の複雑化・複合化が進む中で、特別な支援を必要とする児童生徒への相談・支援活動に対応する総合的な教育機関として、旧城巽小学校の校舎を改修し、現在の教育研究所、教育相談センター及び少年愛護センターを統合し整備するものである。</p> <p>教育研究、相談等に一元的に対応する、本市教育の中核施設の整備である本事業は、中心市街地の拠点性の向上につながるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>校舎転用の場合の国庫補助金返還及び地方債繰上げ償還免除（地域再生計画の認定によるもの）</p> <p>H20～H21</p>	<p>その他の事項</p>



【(仮称)姫路市立総合教育センター イメージ図】

<p>小中一貫教育推進モデル校の開設</p> <p>【内容】 小中一貫教育推進モデル校の開設</p> <p>・床面積： 白鷺小学校 6,445 m² 白鷺中学校 4,830 m²</p> <p>【実施時期】 H21～</p>	<p>姫路市</p>	<p>小中一貫教育は、「魅力ある姫路の教育創造プログラム」の主要事業に位置付けており、利便性の高い市中心部において、歴史と伝統を有する白鷺中学校と、旧城巽・旧城南の2小学校を廃止して旧城南小学校の位置に新設した白鷺小学校を小中一貫教育推進モデル校として開設する。全市域を対象に校区外からも児童を募集し、小中一貫教育ならではの教育の実践や、他校への提言・啓発を行うものである。</p> <p>来街者の増加や通学が便利なことによる街なか居住の魅力向上につながるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会福祉施設の転用の弾力的な承認（地域再生計画の認定によるもの） H21</p>	
---	------------	---	---	--

（４）国の支援がないその他の事業

<p>事業名、内容及び実施時期</p>	<p>実施主体</p>	<p>中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性</p>	<p>国以外の支援措置の内容及び実施時期</p>	<p>その他の事項</p>
<p>市民活動・ボランティアサポートセンターの開設</p> <p>【内容】 市民会館内での市民活動・ボランティアサポートセンターの開設</p> <p>・センターの機能 ①情報収集・発信 ②人材育成・学習機会の提供 ③活動相談 ④連携・交流 ⑤団体活動支援 ⑥ボランティア登録（マッチング）</p> <p>・床面積： 事務・交流スペース （3階）：92.4 m² 活動室 （7階）：55.4 m²</p> <p>【実施時期】 H21～</p>	<p>姫路市</p>	<p>市民が積極的に社会参加、社会貢献できる仕組みづくりを進め、NPOやボランティア団体、まちづくり団体などの多様な市民活動団体の活動を支援することを目的として、市民活動の普及と参加促進、情報の共有化、人材の育成などの拠点として開設するものである。</p> <p>このセンターのある市民会館は、大規模人数を収容できるホールを有しており、一方で地域に根ざした活動等の拠点にもなっている。このような立地条件や機能集積を有する市民会館内でのセンターの整備は、中心市街地における拠点性の向上につながるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

<p>人権啓発センターの開設</p> <p>【内容】 イーグレひめじ内での人権啓発センターの開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターの機能 <ul style="list-style-type: none"> ①学習・研究 ②広報・発信 ③展示・体験、救済・支援機能 ・床面積：200 m² <p>【実施時期】 整備：H20～H21 開設：H22</p>	<p>姫路市</p>	<p>平成 14 年にオープンしたイーグレひめじは、姫路城を眼前に望む優れた立地条件を有し、中心市街地における都市福利施設の集積拠点でもある。</p> <p>このような立地条件や機能集積を有するイーグレひめじ内での人権啓発センターの開設は、中心市街地における拠点性の向上につながるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>城巽公民館整備事業</p> <p>【内容】 旧城巽幼稚園を大規模改修して、コミュニティ活動の拠点となる公民館として整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床面積：485.88 m² <p>【実施時期】 整備：H20～H21 開設：H22</p>	<p>姫路市</p>	<p>城巽地区における公民館の整備は、中心市街地内における地域コミュニティの強化など居住環境の向上につながるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>にぎわい交流施設整備事業(姫路商工会議所まちづくりステーション「街の駅」建替)</p> <p>【内容】 姫路商工会議所まちづくりステーション「街の駅」の建替</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「街の駅」の機能 <ul style="list-style-type: none"> ①地場産品・伝統文化・イベント情報の展示 ②観光客の一休みスペース ③地域住民の交流スペース ④飲食・物販スペース ⑤その他 ・敷地面積：674 m² <p>【実施時期】 H21～H25</p>	<p>商工会議所</p>	<p>姫路商工会議所まちづくりステーション「街の駅」は、播磨地域の商業の要である中心市街地の中央部に位置し、世界文化遺産・姫路城と JR 姫路駅・山陽電鉄姫路駅を結ぶ観光動線の間地点に位置している。</p> <p>この「街の駅」を、各種機能を有し、観光客・市民が憩える新たなにぎわい交流拠点として建替・整備することは、中心市街地の拠点性の向上をはじめ、にぎわいの創出や回遊性の向上につながるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		